

平成30年度豊田市区長会総務委員会報告書

今年度の総務委員会では、「豊田市区長会のあり方について（継続協議）」と「個人情報の取扱いに関するガイドラインの作成」という二つのテーマについて協議・検討しましたので、以下のとおり報告します。

テーマ1

豊田市区長会のあり方について（継続協議）

結 論

豊田市区長会の具体的な組織体制の見直しについては、今年度の総務委員会での議論（「3 解決策と具体例」）を参考にして、役員会において検討されるよう提案する。

※場合によっては、豊田市区長会会則の変更等が必要と思われる。

1 経緯（背景）

自治区の代表者である自治区長で組織される豊田市区長会は、昭和35年1月に発足し、長年にわたり歴代役員 노력によって現在の姿となっています。

しかし、現在の豊田市区長会の主な活動が、会員の親睦及び行政からの伝達依頼事項等の報告が中心になっているほか、現行の区長会4役の選考方法では継続性のある区長会運営が難しいのが現状です。平成32年1月に豊田市区長会60周年の節目の年を迎えるにあたって、今一度原点に立ち返り、豊田市区長会のあり方について検討することが必要ではないかという意見が持ち上がりました。このような背景から、平成29年度は「豊田市区長会のあり方」を再整理するために、①区長会の目的の再整理と②区長会4役の選考方法の見直しの二つのテーマに絞って、現状の課題を基に解決策について研究しました。

現在の区長会役員会は、行政からの各種連絡事項や協力依頼案件が非常に多く、区長会や自治区活動に関する重要案件を議論する時間がほとんどありません。

この課題を解決するために昨年度の総務委員会では、役員会と総務委員会の役割を一部入れ替えることで、重要案件の協議時間を創出するという案を示しています。

しかし、現行の組織体制を変更するには、役割の入れ替えによる影響など関係各所へ考慮すべき点が多いため、昨年度の報告書を踏まえ現状の課題と解決策について再度協議・検討することとしました。

2 現状の課題

主な意見（カッコ内は、「3 解決策と具体例」の項目に関連。）

- ・現在の役員会では、各種連絡・依頼事項の説明に時間を要している。…（１）
- ・総務委員は区長の経験年数が短い委員も多いため、総務委員会が区長会のあり方や組織体制など（重要案件）を協議することは難しいように感じる。…（１）
- ・今の役員会の雰囲気では、なかなか意見を言いづらいのではないか。…（２）
- ・役員会と総務委員会の役割を入れ替えることは、協議時間を創出する有効な手段であると感じるが、各会議の開催回数や関係各所が依頼する時期・方法など、入れ替えを想定した場合、協議すべき様々な問題が生じる恐れがある。…（３）
- ・役員会と総務委員会の役割の一部入れ替えを行った場合、それぞれの負担が今以上に増加する可能性がある。…（３）

3 解決策と具体例

2であげられた現状の課題に対し、以下のとおり解決策（具体例）の意見をまとめました。

主な意見

（１）「豊田市及び関係機関からの連絡・依頼事項」に関する協議の見直しが必要ではないか。

<例>

- ・行政からの各種連絡事項や協力依頼案件を重要度に応じて分類し、４役会において役員会で協議する案件の精査を図る。（以下に記載の案を参照）
- ・市からの連絡事項に関する協議時間を短縮する。
（具体例：回覧依頼などの説明を省略し、依頼事項や重要案件のみ説明・協議する等）
- ・連絡事項の協議時間は変えず、部会を組織する等会議時間を延長し対応する。

★案（４役会、役員会の内容等）

４役会（案件の重要度を精査）

- ① 重要案件（重要度 S）
- ② 区長会連絡報告事項（重要度 A）
- ③ 市等からの依頼事項（重要度 B）
- ④ 市等からの情報提供（重要度 C）
- ⑤ 市等からの回覧依頼（重要度 C）

役員会（重要度の低い案件は議題から除外）

- ① 重要案件（重要度 S）
 - ② 区長会連絡報告事項（重要度 A）
 - ③ 市等からの依頼事項（重要度 B）
- ※次回に重要案件の協議を行う場合は連絡

（２）重要案件を協議できる会議の環境づくりが重要であると思う。

<例>

- ・重要案件は、会議のはじめに協議する。（協議の優先順位を高める。）
- ・会議室を今よりも小さな部屋に変え、役員同士の距離が近くなるようにする。
- ・重要案件を協議する際には、座席を移動して、グループワーク形式等で行う。
- ・役員会と総務委員会で意見交換ができる機会を設ける。

（３）役割の入れ替えを行う場合は関係各所へ考慮すべき点が多いため、慎重に進める必要がある。

<例>

- ・市等の関係部署のほか、区長便や各地区区長会の状況等も考慮し検討する。

結 論

個人情報に関するガイドラインを作成し、自治区運営に役立てる。

- ガイドライン掲載内容 ※別冊「自治区活動における個人情報取扱いガイドライン」参照
 - ・自治区と個人情報（「個人情報保護法とは？」、「個人情報の取得・提供」、「個人情報保護法に関する罰則」）
 - ・個人情報取扱いのポイント
 - ・個人情報 Q&A
 - ・様式集（「自治区申込書参考例」、「個人情報の第三者提供記録簿参考例」、「自治区個人情報取扱方法参考例」）
 - ・個人情報保護法（抜粋）
 - ・個人情報保護法相談ダイヤル

1 経緯（背景）

高度情報通信社会の進展に伴い、平成29年5月30日に「個人情報保護法」が改正され、全面施行されました。これにより、現在はずべての自治区が法律の対象となっています。

自治区活動において、日常的に個人情報に触れる機会が多いですが、今後はその取扱いに対する一層の配慮が求められるため、個人情報の取扱いに関するガイドラインの作成について協議・検討することとしました。

2 現状の課題

主な意見（カッコ内は、「3 解決策と具体例」の項目に関連。）

- ・これまで法律の対象であった自治区と、今回の改正によって新たに法律の対象となった自治区とでは、個人情報取扱いの水準に差があると思われる。…（1）
- ・個人情報を軽視してしまう役員がいたり、自治区の中で個人情報の流出などの問題が起きた場合、どのような罰則があるのか分からず不安である。…（1）
- ・個人情報については、「自治区運営の手引き」に記載し、自治区へ周知してあるが、もっとわかりやすく実用的な例を示したものと良い。…（2）、（3）
- ・自治区加入申込書や個人情報の記録簿など、見本がないため何を記載すれば良いのかが分からない。…（4）
- ・自治区運営の中での個人情報の取扱いが法令でどのように定められているのか正しく理解する必要があるのではないか。…（5）
- ・個人情報について疑問があったときに、問い合わせ先が分からない。…（6）

3 解決策と具体例

ガイドライン掲載内容 <別冊>「自治区活動における個人情報取扱いガイドライン」参照

(1) 自治区と個人情報（「個人情報保護法とは?」「個人情報の取得・提供」「個人情報保護法に関する罰則」）

- ・個人情報保護法に関する基本的な知識を掲載する。
- ・罰則についても明記し、個人情報の取扱いに関する意識を高める。

(2) 個人情報取扱いのポイント

- ・自治区が注意すべき事項の概要について簡潔に掲載する。

(3) 個人情報 Q&A

- ・自治区運営の中で出てきそうな疑問を、Q&A 形式で分かりやすく掲載する。

(4) 資料集（「自治区申込書参考例」「個人情報の第三者提供記録簿参考例」「自治区個人情報取扱方法参考例」）

- ・自治区毎にアレンジして使用できるような様式を掲載する。

(5) 個人情報保護法（抜粋）

- ・個人情報保護法の中で、特に自治区運営に関連した法令を抜粋して掲載する。

(6) 個人情報保護法相談ダイヤル

- ・個人情報保護法に関する相談窓口を掲載する。

個人情報の取扱い方法については、自治区内で話し合ってルールを決めておくことが望まれます。ガイドラインを活用して、自治区名簿の様式を見直したり、勉強会を開くなど、地域で個人情報の取扱いについて確認する機会を作るように努めてください。

平成30年度 総務委員（28名）

テーマ	小委員会	構成委員（◎：委員長 ○：副委員長）			
テーマ1 豊田市区長会 のあり方について （継続協議）	A	篠田進弥 （崇化館）	小野修市 （梅坪台）	◎中山拓大 （逢妻）	中川孝義 （益富）
		岡田紀生 （上郷）	中村 昭 （前林）	加藤繁廣 （下山）	
	B	矢頭一久 （朝日丘）	田口文生 （豊南）	櫻井 博 （井郷）	○鈴木隆之 （松平）
		中條善朗 （藤岡）	吉田鋭次 （藤岡南）	竹内 功 （小原）	
テーマ2 個人情報の取 扱いに関する ガイドライン の作成	C	田中正樹 （浄水）	成田和也 （美里）	兵藤錦二 （竜神）	近藤義夫 （若園）
		近藤正治 （猿投）	加納信行 （保見）	青木日出夫 （足助）	
	D	今井 尚 （高橋）	加藤隆康 （末野原）	山本 晋 （若林）	加藤 泉 （猿投台）
		鶴田一裕 （石野）	松井恒雄 （旭）	大内政春 （稲武）	

【テーマ1 参考】昨年度の報告書からの抜粋

「役員会は、行政からの各種依頼事項や協力依頼が多く、重要案件を議論する時間がない。」という意見を踏まえて、行政からの各種依頼事項や協力依頼案件を総務委員が引き継いだ場合のそれぞれの役割について、以下のとおり一例（案）をまとめました。

ただし、現行の組織体制を変更するには、役割の入れ替えによる影響など関係各所へ考慮すべき点が多いことから、役員会において検討することが望ましいと思われます。

★現在の役員会、総務委員会の内容等

役員会

【構成】 28 地区の地区会長

【役員会議】

毎月 第 1 水曜日（年 12 回）

【会議の内容】

- 区長会連絡報告事項（約 30 分）
 - ① 区長会及び区長会運営に関する報告
 - ② 区長会共済会運営委員会
 - ③ 地区コミュニティ会議会長連絡協議会
- 豊田市及び関係機関からの連絡協力事項（約 1 時間半）

総務委員会

【構成】 各地区から選出された 28 名の区長

【総務委員会】

隔月 第 4 水曜日（年 7 回）

【会議の内容】

- 地域課題等の審議及び役員からの諮問事項の協議（約 2 時間）
- 表彰選考委員会の実施（2 月）

★一例（案）：行政からの各種依頼事項や協力依頼案件を総務委員が引き継いだ場合

役員会

【構成】 28 地区の地区会長

【役員会議】

毎月 第 1 ●曜日（年 12 回を予定）

【会議の内容】

- 区長会連絡報告事項（約 30 分）
 - ① 区長会及び区長会運営に関する報告
 - ② 区長会共済会運営委員会
 - ③ 地区コミュニティ会議会長連絡協議会
- 自治区運営に関する重要案件の協議（約 1 時間半）
- 表彰選考委員会の実施（2 月）

総務委員会

【構成】 各地区から選出された 28 名の区長

【総務委員会】

毎月 第 1 ●曜日（年 12 回）

【会議の内容】

- 豊田市及び関係機関からの連絡協力事項（約 1 時間半）
- 同じような地域課題の対策案の審議（約 30 分）